

（午前10時45分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番14、1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）市当局の不手際に起因する血税1億円を超える無駄遣いをただす。

橋本こども園新築工事、（仮称）山田地区公民館新築工事、応其こども園外構工事において、同一業者に請け負わせて、工事管理の不手際と相まって、全部の工事が途中で頓挫し、全ての請負契約を解除せざるを得ない事態に追い込まれてしまった。これにより、保険金を差し引いても、合わせて1億円を超える損害金を発生させております。にもかかわらず、6月議会における私の一般質問に対して、市側には何の落ち度もなかったと平然と答弁している。改善点をお示し願いたい。

○議長（中本正人君）松浦君の質問、市当局の不手際に起因する血税1億円を超える無駄遣いをただすに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君）橋本こども園新築工事、（仮称）山田地区公民館新築工事、応其こども園外構工事が全て同一業者と契約することになったことについてお答えします。

橋本こども園新築工事は、予定価格が3億8,849万7,600円であったため、制限付一般競争入札で行いました。（仮称）山田地区公民館新築工事は、予定価格が1億3,743万円であったため、工事希望型競争入札で行いました。また、応其こども園外構工事は、予定価格が

5,670万円であったため、工事希望型競争入札で行いました。これらの入札は本市のルールに従って行ったものであり、その結果、株式会社ハウスアラメントが全て落札することになりました。その時々判断に問題はなかったと考えています。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、その3件とも契約解除という重大な結果に至ったことは誠に遺憾で、市としても厳しく受けとめています。

このことを受けて、本年6月に入札制度の見直しを行いました。6月議会でもご報告しましたが、再度、概要を説明させていただきます。

この6月から施行している見直し点は五点あります。一点目は変動型最低制限価格における下限価格の設定率の引き上げ、二点目は制限付き一般競争入札における低入札調査基準価格の上限の引き上げ、三点目は設計等委託業務の入札に変動型最低制限価格制度の導入、四点目は前払金・中間前払金の支払限度額の引き上げ、五点目が入札参加資格停止基準の厳格化です。

次に、来年の6月から施行を予定している見直しが三点あります。一点目は入札参加資格停止や入札参加回避を課した場合の地方基準点減点の強化、二点目は債務不履行等により12か月以上の入札参加資格停止処分を受けた事業者の格付けの引き下げ、三点目は入札参加資格申請の条件の強化です。

なお、事業者の経営状況の把握という課題については、6月議会の総務委員会でもご指摘をいただいております。現在、他市の状況等について調査中です。今後とも、市独自の取り

組み方法について、検討を進めてまいります。

○議長（中本正人君）建設部長。

〔建設部長（塙阪 隆君）登壇〕

○建設部長（塙阪 隆君）橋本こども園新築工事、（仮称）山田地区公民館新築工事、及び応其こども園外構工事に関するこれまでの経過及び対応については、本年3月及び6月定例議会でお答えしたとおり、各工事は当初より日程に遅れが生じたことから、工程管理において工事の遅れを指摘し、改善を指示しましたが大きな改善には至りませんでした。

結果として、工期内はもとより、工期後、相当の期間をもっても完成しないと判断し、2月27日付をもって契約を解除しました。

工事遅延の主な理由は、資材調達の不調及び下請け業者の未決定などであり、工事管理面からの指導には一定の限界があったと考えます。

しかし、今後は、今回の事態を教訓に、工事発注後に工程不備や工事遅延等が発生した場合には、直ちに受注者に対し、修正工程、施工手順、体制等について、妥当性、実効性等を詳細に確認し、適切な是正措置をとるよう、関係各課連携のもと、一層の指導等の徹底に努めます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）聞きたいことはいろいろあるんですけども、今、言われた改善点について伺います。

説明された28年6月から施行予定となっているんですけども、なぜ6月まで施行できないんですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）平成27年度で見直しをさせていただく分につきましては、現在対応できるということでさせていただきますし

て、平成28年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、入札参加資格停止や入札参加回避を課した場合の、地方基準点の強化、今までよりも減点を強化し、課した処分との均衡を図ると。次に、債務不履行等により12月以上の参加資格停止処分を受けた事業者の格付けの引き下げ、それから、入札参加資格申請の条件の強化、それから、経営状況の把握と。これらにつきましては、少し時間をいただき、なお、経営状況の把握につきましては、信用会社のほうの資料の入手というものがございまして、それについて検討をしている状況でございまして、それにつきましては、28年6月からというふうにさせていただいております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）先ほどの答弁によりますと、経営状況の調査、3月から調査中ということ、3月まで調査しないということなんでしょうか。それから、何で6月からなのかということ、何を明確に答弁してくれていないので、もう一回、お願いします。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）今回、27年6月からのそういう見直しはすぐにはできるんですけども、時間をいただきまして、27年6月では間に合わなかったために、28年6月からというふうにさせていただいております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）それについてはわかるんですけども、三つ、入札参加資格停止や云々というこれも、債務不履行による云々、それから、入札参加資格申請の際の添付書類として云々と、これも何で来年の6月までできないんですか。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）これに関しましては、入札に参加するという形の中で審査を行いま

すが、業者に対してこういう書類を出してくださいという形の準備期間が必要となっております。そういう関係のものについて、今年度のその資格の申請等につきましては、6月に説明会を持っておりまして、その以前に、格付け等の事務を執行しておりますので、その段階で、ここまでのことは、今回は期間的にできないという判断で、来年度からということになっております。

これは、業者にも説明が必要ということですので、準備期間等も含めて、そういうことで、当局としては早急にやる意思はあったんですけども、今回は制度上、ここまではできなかったということでございます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）それはわかるし、気持ちわかるんですよ。ただ、何で6月からと、4月から、じゃ、すべきではないですか、間に合うように。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）入札の手続きの事務のスケジュールをちょっと申し上げたいんですが、私、手元に資料がございませんが、一応、新しい新年度のところの格付けにつきましては、6月以降という形になっておりますので、そういうスケジュールで年間スケジュールが回っております。それにあわせて、業者のほうも手続きをしていただいておりますので、これは従来どおり6月でないと、4月からという形には、業者にとっても、そういう形はちょっと現状では無理なところがございます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）まだまだ時間がありますよ。今、9月ですよ。業者に対してこういう形でやりますのと、4月からやりますということ、なぜ言えないんですか。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）これはもうちょっと詳しい説明をさせていただかないとわかりにくいかなと思うんですけども、一応、一事業年度で入札していただく場合、業者の格付けという形のことを行います。それで、何等級に格付けされた業者については、この事業については参加していただけるというような形の審査を行って、そういう発表をするわけでございますけれども、それに応じて入札をしていただくわけでございますけれども、その制度というのは、先ほども申しあげましたように、6月からという形で1年間回っております。

なので、途中でルールを変更するということは、これは業者にとって非常に不利益もありますし、市にとっても大変混乱してくるということで、指名停止等の手続きは途中でもできるわけでございますけれども、これに関して、格付けに関しては、このスケジュールののった形しかちょっと不可能であろうというふうに考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）格付けについてはそうだとすると、ほかの事項については4月からできるということでは無理なんですか。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）ここに、6月からという形で先ほどご答弁させていただきました点につきましては、格付けに関するものばかりでございますので、そのスケジュールののってしか現状では不可能というふうに考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私としては、入札制度を今までどおり執行して行って、こういう不都合が生じたんだと。だから、橋本市としては、こういう形でやっていきます。したがって、そういう書類というのは、4月からスタートするように、間に合うように出してください。

さいと、市役所だって頑張って書類をつくりますと、私やったら言いますけども、甘いなと、その点からも考えます。

それから、具体的な話になりましたら、私が、橋本市当局が落ち度があったからこういうふうになったと、いや、落ち度がなかった、問題なかったという話で答弁をされていますので、一つ一つ、いっぺん、私なりの見解と市当局の話を伺いたいと思います。

まず、橋本こども園新築工事の経過。これについては、6月27日契約、それから、8月25日修正工程表が出されたと、これ、遅れに遅れている、ほとんど着手していないという話でこういうことになっているんです。修正工程表が提出されたが、工期を、工程を短縮する具体的な対策が認められなかったため、再提出を指示した。これ、8月25日です。9月3日に受注者から工期短縮の具体策が提出されたとなっているんですけども、これは、こういう工程でやりますよという話で受け取ったと、これで終わっているんですか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）橋本こども園につきましては、6月の27日に契約したわけですが、今、議員のお話でもございましたけれども、8月時点ですけども、この時点で、当初に出てきました工程より約3週間ほどの遅れがございました。9月末時点で約1カ月の遅れというような状況でございます。だいたい、基本的には週1回行っております工程の会議の中で、そういった工程について、詳細についてのお話をさせていただいております。都度、その資料を精査しまして、指導等を行っているわけですが、その中で改善が当然できている部分もありますけども、できていない部分もあるということで、徐々に工事が遅れてまいりました。

10月に入りまして、改善というんですか、大幅な改善が見られなかったということで、その時点で、工程会議とは別に、受注者の代表者の方、また、設計監理の代表者の方を招集いたしましたして、遅延を取り戻す、そういった会議といたしますか、確認作業を行ったところでございます。その中で、工程、それから、資材の搬入状況等についての詳細な確認作業をしたわけですが、その中で、資材の搬入が遅れているということにつきましては、契約の状況等を詳細に確認しましたところ、一次の契約は終わっているわけですが、二次の契約等でまだできていない部分があったということで、そのあたりについての、早急にするようにという指示も行いまして、そうした中で資材等が入ってくれば、その10月の段階では、1月の末での完成が工程的には可能であるということで判断をした、そういった経緯がございまして、

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）数字の上とか説明だけで、そういう説明で納得してわかったと、本当にそういうことを、市長はよく、わしは民間人やと、民間出身やと言うけども、民間ではこんなこと考えられないですよ。どういう原因で遅れているのかと、それを聞き出して、その原因を除去するためには、どういう方策があるのかと。その方策に対しては、どういう担保がある、人的担保、物的担保、いろんな担保がありますけど、例えば、融資は受けられるんだと、ここから受けられる、あるいは、この業者からわしは補償してもらおうと、そういうようなきちんとしたものをもらわないで、それで唯々諾々と、次々とうそを言われていると。その点について、何にも落ち度はないと、そういうことを言えますか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）指導を行う中で、

市のほうにもっと努力する部分があったというのは当然、反省点として感じております。ただ、今回の遅延の主な理由でございます、資材調達の不備であるとか、下請け業者の一部契約ができていないとかという部分につきましては、本来的に業者が行います工程管理、いわゆる、工程の計画でありますとか、職人の手配、それから材料の発注でありますとか、その材料の管理でありますとかという部分につきましては、請負業者のほう、業務として、受注者としての責任があるというふうに考えております。やはり、その契約のところまでは、なかなか市としても介入するには限界があると思いますので、時点時点のところでは最大限努力をして、指導もしていったというふうに思っております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）契約に介入しろという話ではないんです。請負人に対して、あなたは、きちんとした工程で、あるいは、資材調達、人の雇い入れ、ほかのもろもろの環境を整えるのには、どういうことを、どういう方法でやっていくんですか。それは信用できないよと。できるんだったらできるでいいですよ。それをみんな、きちんと言わないでやってきたから、こういうことになったんじゃないですか。よく、これはまれな例だと言われますけども、ほかの自治体はちゃんとやっているから、途中で頓挫するようなことがないんじゃないですか。

私はこれを見て、こういう工程表を出せ、提出された。そういうのを何回か繰り返している。この点について、何にも反省ない、一生懸命やったでは、1億円の無駄遣いをされた市民はたまらんですよ。本当に反省していないんですか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）先ほど申しました

けども、順次、そういった工事が遅れていった中で、10月等の時点では、工程等については十分できるものであったというふうに思っております。ただ、その後、年末を迎えまして、工事のほうにまたさらに遅れるような状況になってまいりまして、工程等を確認した中では、工程的にもかなり難しい部分があるということで、最終的に、4月開園が困難というふうに判断したわけでございまして、今後におきましては、そういった工程等の詳細については、厳密的に厳しくやっていきたいと思っておりますけども、都度都度の判断の中では、その可能性、実効性等については、判断をしながら進めていたというところでございます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）例えば、これまでにだまされてきたと。今度、だまされたら、契約を解除してもいいですかと。そこで承認するときに、契約工程表の変更を承認するときに、そういう一札ぐらいとる気はないんですか。やはり、4月1日から、子どもたちが使うと。皆、それを期待している。そういう重要性について、本当に何が何でもこれを実現するんだと、意思があれば、きちんと言っていくべきじゃないんですか。それを、工程表を見て、これは納得できると。そんなもんだだけで信用する、大きな落ち度があると私は思いますけど、市長、どうですか。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）先ほど工程表のところも申し上げましたし、議員ご指摘の実行可能性の担保の点もございましたが、二次の請負業者、あるいは資材の調達業者等については、契約書等も出すということで指導しております。これは、当初からそういうことでほかの事業についてもやっておりまして、その中で確かに契約書等が出てくれば、そこか

ら先というのは、それをさらに信用しないということはなかなかできないところもございます。

ただ、裏とりと申しますか、そういうことも若干、ちょっと公式の場では申し上げにくいんですけども、そういうこともというような話のところもあったわけでございますけども、書面としてきちっと出てきますと、これはこれで、そういうことでちゃんと下請け業者なり、資材が調達できるという判断をさせていただいたところでございます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）書面が出てきて判断したと、書面の裏づける実態を、やっぱり本人との契約の中で詰めていくべきじゃないんですか。書面ぐらい何ぼでも書けますやんか。それを信用して、だまされた。それで、やるだけのことはやりましたって。市長、それでいいんですか。市長得意の民間の話やったら、こんなもんで済まんでしょ。どうですか。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）民間でも、それはそれで、どういう形で相手を決めるかというところは若干、業者選定のところは違うかというふうに思いますけども、一旦、契約した以上、これは、以前のご答弁でも何度も申し上げておりますけども、相手の業者については、これを真摯に履行していく義務がございます。

そういう意味で、今回の件につきましては、業者のほうに、結果的にこういう事態になってきますと、経営姿勢といいますか、その辺は非常に疑われる点はあるわけでございますけども、その損害金等については、今後もそういう形で、業者の責任については追求をさせていただきたいというふうに考えておりますし、先ほどの契約書の点でございますが、書面を勝手に偽造するというような形になりますと、それは本当に犯罪行為ということも

ございますので、そういう形で出てきたものを信用する、あるいは、その調達先について、先ほどちょっと言いよどんだんですけども、確認を一部してもおります。おりますが、そういうことをすることによって、いろんな形でそういうことをすることによって、相手先の業者の信用度の問題もございますので、そういうことをすることによる倒産等のリスクということもございますので、全てにわたって、市がそういうことをしていくわけにはまいたらないかというふうに考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私はそういうことをしろと言っていないですよ。契約当事者、請負人に対して、これを実行する担保が何かと、どういう裏づけをもって、あなたはこれを実行していくと、こういう書面を出しているんだと、それを詰めていかなあかんという話ですよ。

それで、これは水かけ論になるんですけども、だから、やめますけど、これは何も責任ないんですか。私の言うたこと、おかしいですか。民間出身の市長、どうですか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

まず一点、民間でしたらこういう発注の仕方はいたしません。そして、こんな高コストな建物を建てるということは恐らくしないと思います。結局、これにつきましては、6月議会でもお話ししましたように、そういう決断をした私が悪いということで、逆に、どういう責任をとれとはっきり言ってくれたほうがいいと思います。

（「後から言うよ」と呼ぶ者あり）

○市長（平木哲朗君）言うてください、それしたら。私ら自身も、決して反省していないわ

けじゃないんです。この期間、ずっと悩み続けて、そして、弁護士にも相談して、これからどうするんやということを常に考えています。私の窓からは常に橋本こども園が見えるわけですよ。はよでけへんかなという思いもあります。

私が就任したときに、本来、5月臨時会で上げるようなものが6月になった。本当にこの建物、これで発注していいのかなという気もしていました。ただ、4月1日開園やということになれば、今の行政が進めて、そういう方向で持っていくしかないなということで、もし再来年やったら、恐らくとめたと思います。

でも、これはもう私が判断したことで、それはもう当然、私に責任があることで、すし、ただ、反省がないとか、そんなことは絶対ないですよ。どれだけ苦しんできたか。

（「今してないって言ってるじゃない」と呼ぶ者あり）

○市長（平木哲朗君）反省はしていますよ、みんな。どれだけみんな一生懸命、これをはやく完成させよう、どういう方法がいいのかということ議論しながら、ずっとしてきたわけですよ。でも、それで反省がないと言うんでしたら、松浦議員がそう捉えるんやったら、私たちの説明が悪いんやと思います。でも、それだけのことは常にしてきたわけですよ。結果論だけで悪いと言われるんだったら、これから、結果論を考えて仕事をせなあかんようになりますよ。

この件につきましては、橋本市に大いに責任もある。当然、事業者にも責任がある。当然、損害賠償は請求をしていきますし、この損失をやっぱり回収せなあかんという思いもあります。その中で、私たちは、これからの責任をどう果たしていくかということ私どもは考えていきたい。そして、確かに、私た

ちが、この方法がこっちへ行ったことが間違いだったからこうなったのか、じゃ、途中で解約したらどうなっていたのかというのも、私にはわかりませんが、私たちは決して反省していないわけじゃないんです。

今もこの協議をしながら、入札制度も変えていこう、やっぺいこうということで進めているわけです。でも、地元業者育成ということをもう外してしまつたら、こんな楽なことではないんです。大手に、一社に建設を任せようがずっと楽なんです。私が今職員に言っているのは、もうこんな坪100万円もかかるような建物を建てるなということで、今、コストダウンを。

（「簡潔に、時間ない」と呼ぶ者あり）

○市長（平木哲朗君）しています。だから、これからのこども園を建てるときにも、こんな今の幼稚園みたいな形の建物でもええんと違うんかよという話もさせていただいています。そういうふうには、この反省を踏まえて、あらゆる面でのこれから取り組みをしていくということです。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）地元業者を育成するんとか、そういう話を私はしていませんよ。話をちゃんと聞いてもらわな具合が悪い。結果論を言うておるんと違うんですよ。過程があつて、落ち度があつたやろうと、素直に認めなさいという話ですよ。市長以外の人、みんな認めていませんやんか、いつも。市長がそんなに思っておつても、私に対する答弁は、落ち度がないという話でしょう。ちゃんと聞くことを聞いて、的確に反論するならしてください。これは、皆さん、どうですか。副市長、企画部長、総務部長、反省していますか。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）以前にも申し上げた

とおり、この結果を招いた責任は非常に痛感しております。もちろん過程についても、反省した結果、改善策をこういう形でご説明させていただいておるわけでございまして、決して反省していないということをございませぬ。その辺は誤解のないようにしていただきたいと思ひます。ただ、一々のことについてご説明を求められておりますので、それに関しましてはこういう実態でしたということ、真摯にご説明させていただいておるつもりでございまして、反省していないということは全くございませぬので、そこはご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）反省を大いに生かして、これからの市政に邁進してください。そして、もういろいろあるんですけども、反省していると言うんだったら、結構です。

改善策について、応募時に、応札するときに、貸借対照表、こういうものを提出してもらおうというのは、方法どうですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）結果としてこういうふうな事態になったことで、やはり、経営状況の把握というのは大事だと思ひます。それに対してどういふ資料を求めるといふことで、信用保証会社の資料も入手しながら、議員指摘のとおり貸借対照表の提出も求めるという形をとっていきたくと思ひます。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）答弁の補足をさせていただきますと、現状、貸借対照表、経理状況というのは、市ではもちろん現在のところ把握してはおりませんが、県において、もちろん、これは以前からご説明させていただいておる経営審査の中で把握をしておるという形になっておる。

手元に、和歌山県知事の公印付きの経営規

模等評価結果通知書、総合評定値通知書というのがあるわけでございまして、これに基づいて、公式には格付け等も行うわけでございまして、一元的には、公式の書類という形で、これが現状は一番、経営状況等を把握する資料となっておりますので、その貸借対照表を求めたといたしましても、結局、県へ提出された貸借対照表と同じものということになるかと思ひますので、現状の分析の仕方において違ふことが出てくるというのは、普通はあり得ないのではないかというふうにございまして。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そして、貸借対照表の信憑性について、何らかの形で担保する制度というのは必要じゃないですか。つまり、ペナルティーを科すと。虚偽であれば、ペナルティーを科す、格付けを下げるとかというふうな、そういう抑止力をもつてしなければ、信憑性の担保というのはできないんじゃないんですか。出てきたのを、これ出てきたから信用すると。それだけであれば、信憑性の担保ができないので、やはり、橋本市独自でも、県がやっていないくても、そういうペナルティーを科すことによって、虚偽の記載を抑えると、こういう配慮、必要じゃないんでしょうか。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）もちろん、そのとおりでございまして、県においても、虚偽の文書で申告が行われたということがはっきりといたしますと、当然のことながらペナルティーということはあるかと思ひます。市においても、経営審査に関する書類ではございませぬけども、ほかの格付けをする時点で、申請をしていただいた時点で、もちろん虚偽の書類等が出されておったとか、実態がそれに合っていないというようなことがございまして



ら、それは入札の中でペナルティーを科していくということは当然であろうというふうに考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）それと、反省しているということを伺ったんですけども、企画部長は何も問題なかったという答弁をされていますね。制度によってやったので、何も問題はありませんという答弁をされていますけども、今の市長の反省しているということは、そこには入らないんですか、その点については。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）先ほど副市長も、市長も言われましたように、反省しているという点については、私も同じように考えております。しかしながら、その途中の状況の中では、一つの橋本市としての一定のルールに基づいて実施をやっておりますので、その分については何ら問題はないということだと思います。結果を見て、そういうことで施工できていないということにつきましては、私どもも強く反省をさせていただいております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私はそれはおかしいと思うんですよ。今の制度というのは、誠実にきっちり請負人がやるということを前提としてつくった制度でしょう。今のような事態を、この制度は予想していますか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）私が一定のルールと言いますのは、入札に至った、業者が契約をしたという、そこまでの一定のルールに基づいてやったということでございますので、その後の処理等々については、それはルール化というのは、実際、細目であるわけでもありませんので、その状況に応じて、その時々で判断すべきものと考えています。私が一定のルールと言いますのは、入札に至るまでの

ルールに基づいて業者が決定したということでございますので。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私もそこを言っているんですよ。ルールに基づいてやったというのは、このルール自体が適用されてしかるべき状態ではない、異常な状態に普通のルールを適用した。おかしいじゃないか。ここに何も問題がないというのはおかしいじゃないですかという話ですよ。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）そのときのルールについては問題はないと思っています。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）10月29日に契約してあると。それまでに、ほかの、今してあるという問題にしているのは、外構工事、応其こども園の外構工事の三つ目の入札の件ですけれども、二つの契約がむちゃくちゃに遅れていると。それで、何回も詰めが甘いという話で反省はしていると思うんですけどね。何回もだまされてだまされて、それで、もう契約したのが10月29日、そして、11月の4日、これは橋本こども園の件についてですけれども、月山法律事務所に行っておると。何しに行っておるかというたら、これはもう契約を解除しようか、どないしようかと、法的にどうやろうと、まいておるんやという話で顧問弁護士のところに行っているんでしょう、相談に。そういう行くまでに、いろんな事情がわかっているわけですよ、この業者については。にもかかわらず、契約をしたというのは、私は民間の考えからしたらおかしいんと違うかと、あるいは、常識からしたらおかしいんと違うかという話なんですよ。どうですか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）橋本市の入札に関するルールと言いますのが、応其こども園外

構工事の場合が、答弁もさせていただきましたように、5,670万円というのが予定価格でございましたので、それは工事希望型ということになります。それが一定のルールでございまして、例えば、そのルールが指名競争入札ということであれば、当然そういうことが問題視されるものだと思います。したがってそのときには、指名を外すとかということは可能だったと思います。ただし、工事希望型でございますので、業者のほうから、入札を希望された場合は、そのルールに従って、入札を粛々と進めた結果が、ハウスマラメントがとったということでございます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）おかしいと思うんですよ。希望型であろうが何であろうが、あんたは今回あかんでと。こんなことをやっているんだからね、あんたは応札してもあかんで言うべきでしょう。排除すべきです、初めから。それで契約するとき、落札したとしても、契約するときにも、第一段階は初めから排除ですわ。第二段階でも、あんたこれ、全然進んでないと、こんな状態で三つ目にやったら、これまた同じようになるのが目に見えておるから、あきまへんと。ほかの業者にやってもらいますと言うべきで、もし、これがルールどおり、わしやったんだからと、相手の業者が言うのであれば、それは権利濫用だと、訴訟で争ってでも、橋本市のまっとうな正義を貫くべきでしょう。それをしなかったことに私は問題あり、反省すべきですよ、こういうふうに言っているんですけどね。どうですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）10月時点で、橋本こども園新築工事や山田地区公民館新築工事については、予定より遅れているというのは把握していました。しかし、工期までの完成

が危惧されるような状況になく、契約解除になるとは想定できませんでしたので、ハウスマラメントを入札から除外しませんでした。

もし、10月時点で入札から外しておれば、ハウスマラメントから訴訟を起こされた場合に、本市が敗訴した可能性が高いと考えます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）しかし、11月には25%しかできていないと。11月末、12月ですね。ということは、10月だって遅れているんです。10月の29日契約したときだって、そんな言い逃れはできませんよ。このときだって、問題ありとわかっているでしょう。

私は素直に反省しなさいと。そうでなかったら、うだうだと言ってごまかして、わしは責任ないというようなことじゃなくて、一般人が考えて、これはおかしいと思うことはおかしいと直していかなきゃ、橋本市だって全然よくなりませんよ。ここはこれでいいですわ。

あとは、責任、誰がどんな責任をとるんですか。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）以前にも同様の質問をいただきまして、市長がしかるべきときに、しかるべき責任をというご答弁をさせていただいているわけでございますけども、現状、新しいこども園も公民館も、現在、建設中でございますので、そこに全力を上げることが現時点での結果としての責任をとっておるといふことであろうというふうを考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）市長は答弁ないですか。

私、市長に聞いたんですけど。

（壇上から言いました。今、提案してください。私にどんな責任をとれというのかを言うてください）

と呼ぶ者あり)

○1番(松浦健次君) 私は市長の立場を尊重して、そういうことは言いません。ご自分で判断してください。

○議長(中本正人君) 市長。

[市長(平木哲朗君) 登壇]

○市長(平木哲朗君) 松浦議員の質問にお答えします。

私もどう責任をとるかというのは、副市長が答えましたように、まず、橋本こども園を開園させるというのが私の一番大きな責任でありますので、まず、それをやり遂げたい。どう責任のとり方という話ですけども、第三者委員会でも開いていただいて、私の処分を決めていただければなというふうに思っています。やめるというのは一番楽なんです。

でも、僕は、1万6,000人の皆さんに付託を受けて市長になっていますから、そして、そんな簡単にこの行政を投げ出すわけにもいきませんし、そして、この厳しい財政状況の中で、これから鬼になって、この行政を今、進めていこうと思っています。市民の皆さんの望まれることが、どれだけ予算に反映できるかという問題もありますけども、ばらまきのものは廃止していく、そういう中で自分の責任を果たしていきたいと思っています。職員の給料につけることはやりたくはないですけども、現状の予算不足を考えますと、何らかの責任もとる。当然、いずれ、処分を発表させていただきますけども、まず、やるべきことをしっかりとやるのが、まず、私に与えられた責任かなというふうに思っています。

今後、自分の処分は別として、先ほども言いましたように、こういう高コストの建設、公共施設というものについても一度、考え直さなあかのかなという、そういう見直しというのも私の責任かなというふうに思っていま

す。坪100万円以上をかけるこども園が、本当に正しいのか。本当に建物よりも機能性を追及する、そして、保育のほうに予算をつけるような、そういうものをつくり上げていくということも、私は再度、見直さなあかのかなと。

例えば、やどり、あれって本当に市がつくったけど、経営的にもうかるような建物なのかという視点がまず、抜けていると思うんです。福祉センターにしても、ああいうふうな建物を建てて、デザイン的にはすばらしいと思うんですけども、非常に機能的に悪いというようなものもあると思いますので、そういう見直しをしていくというのも、このこども園の、山田地区公民館もそうですけども、反省の中で、全体を見直していくというのは私の責任だと思っています。どんな責任をとれとかえって言ってもらったほうが、私は楽やと思います。別に私は尊重していただかなくても結構、市長としての資格がないんやったらないと言っただけならば、それでいいのかなと思っています。

○議長(中本正人君) 1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) 責任は自分で決めると、私は自分で決めると市長が今まで言われていたので、今、第三者委員会か何かつくってもらっていないかなと、そういう話をされて私、びっくりしたんですけどね。

また、別の話ですけども、今回の大損害、これについては、いくらいくら損害が生じた。市のこども園関係、公民館関係の建設関係で、これだけの損害が生じた。橋本市の広報で、それはちゃんと市民に報告すべきだと思うんですけども、その点についてはいかがですか。

○議長(中本正人君) 副市長。

○副市長(森川嘉久君) その損害額についても、以前から概算でご答弁をさせていただいておりますが、これに関して、今、確定して

おるわけではございません。それから、損害という形にはなっておりますが、実質的に工事が再度、手直しが必要であった等については、本来の損害という形になるかというふうに思いますが、工事を翌年度に再度行ったことによる単価の増でありますとか、経費率の増でありますとか、こういう点につきましては、もし、こども園なり公民館なりが遅れた翌年度に実際に建築されますと、そういう形になってくるわけでございますので、その辺の損失額、理論的な損失額については精査をさせていただきたいというふうに思っておりますし、広報で発表するかどうかという点は置くにしても、きちっとした形で議会には説明をさせていただく必要があるかというふうには考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）重大な損害って、皆さん、責任を認めておられる。橋本市の市政、こういうことも、へまもありましたよと市民に知っていただくのも、主権者である市民の知る権利に応えることとして、厳しい批判も浴びて、議会も、市当局もしっかりやっていると、こういう姿勢が必要じゃないんでしょうか。誰でも教えてください。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）それから、先ほどちょっと申し忘れましたが、この損害額の責任

については、もちろん、以前から申しておりますが、第一義的には、業者の責任というふうに考えておりますので、これはあくまでも業者に対して、先ほどからも申し上げておりますように、法的な形で責任はとっていただくように追及はしてまいりたいというふうに考えておりますし、その過程で、若干、松浦議員とは意見の食い違うところもあるわけでございますけれども、その工程管理等の過程で失敗があったかどうかという点については検証しながら、それは改善をすることが我々の責任のとり方であるというふうに考えておりますので、損失額の点について、これは一義的には工事を担当した事業者に賠償を求めていくものであろうというふうには考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）心から反省していないということがよくわかりました。業者の責任は当然です。これは言わずもがなですわ。しかし、我々が問題としているのはそうじゃないでしょう。

以上で終わります。

○議長（中本正人君）1番 松浦君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時42分 休憩）